

令和7年度 苫小牧市健康づくり推進協議会 会議録

開催日時：令和7年7月31日(木) 18時30分から20時05分

開催場所：市役所5階 第2応接室

出席者：協議会委員 12名

(清水委員長、本間副委員長、相内委員、安達委員、郷路委員、在家委員、笹原委員、
神開委員、杉村委員、中村委員、原口委員、平嶋委員)

関係職員 12名

(健康こども部長、健康こども部次長、健康支援課長、健康支援課主幹、
健康支援課長補佐、健康支援課副主幹、健康支援課主査5名、健康支援課主任主事)

傍聴人 なし

報道関係者 1名

1 開会

【事務局（健康支援課長補佐）】

令和7年度苫小牧市健康づくり推進協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日司会を務めます、健康支援課課長補佐の石澤と申します。よろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付

【事務局（健康支援課長補佐）】

初めに木村副市長から委員の皆様に委嘱状を交付いたします。事務局がお名前を読み上げますので、その場でご起立を願います。委嘱状を受け取られましたらご着席願います。

＝＝＝＝各委員に委嘱状交付＝＝＝＝

なお、本日、佐藤委員と高木委員は所用のため欠席となっておりますので、委嘱状は後日事務局から交付させていただきます。以上で委嘱状の交付を終了いたします。

続きまして、木村副市長からご挨拶申し上げます。

3 副市長挨拶

【木村副市長】

今日は、ご多忙のところ健康づくり推進協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。ただいま委員の皆様に委嘱状を交付させていただきました。令和9年3月末までの任期となりますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、本協議会につきましては、人生 100 年時代を見据え、より長く、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するため、それぞれのライフステージに合わせて継続的な健康づくりを進める必要があると考えております。

本市では、市民一人ひとりが健康を意識し、継続的に健康づくりに取り組むとともに、それを支える環境整備と質の向上が重要になるという考えのもと、苫小牧市健康増進計画を策定し、「健康寿命の延伸に向けた健康づくり」を基本目標に掲げ、様々な施策を講じることとしております。

本協議会は、健康増進計画の効果的な推進にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させることを目的に設置されており、本協議会が本市の健康づくりにおいてもっとも重要な協議体であると認識しておりますことから、活発なご議論をお願いするとともに、市としましても本協議会のご意見やご提言を施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

終わりに、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見やご提言を切にお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【事務局（健康支援課長補佐）】

木村副市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

4 委員自己紹介

【事務局（健康支援課長補佐）】

続きまして、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

=====各委員 自己紹介=====

5 事務局紹介

【事務局（健康支援課長補佐）】

次に、事務局の職員を紹介いたします。

=====各職員紹介=====

6 資格審査報告

【事務局（健康支援課長補佐）】

会議の成立について報告いたします。本日の協議会は、委員 14 人中、12 人の出席となっており、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第 6 条第 2 項に定める委員の過半数を満たしております。よって、本日の会議は成立していることを報告いたします。

7 委員長・副委員長選出

【事務局（健康支援課長補佐）】

続きまして、委員長・副委員長を選出いたします。苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条により、協議会には委員長・副委員長を各1人置くこととなっております。

まず、委員長の選出につきまして、第5条第2項に「委員長は、委員の互選により決定する」と規定されておりますが、委員の皆様からご推薦等がございますでしょうか。

=====「事務局一任」の声あり=====

それでは、事務局一任とさせていただきますよろしいでしょうか。

=====「異議なし」の声あり=====

ありがとうございます。それでは、一般社団法人苫小牧市医師会の清水力委員に本協議会の委員長をお願いしたいと思います。清水委員長、中央の席へご移動願います。

続きまして、副委員長の選出についてですが、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条第3項に「副委員長は委員長の指名により決定する」と定められておりますので、清水委員長から、副委員長のご指名をお願いいたします。

【委員長】

副委員長は公益財団法人苫小牧市スポーツ協会の本間委員をお願いしたいと思います。

【事務局（健康支援課長補佐）】

ありがとうございます。それでは、清水委員長からご挨拶を頂戴したいと思います。

【委員長】

この度、委員長を務めることになりました一般社団法人苫小牧市医師会の清水と申します。勤務先は苫小牧市保健センターです。

苫小牧市健康づくり推進協議会の大きな目的として健康寿命の延伸があります。周知のように、現在我が国は少子超高齢社会にあり、国の将来を考える上で健康で働くことができる人を増やすことにより、社会保障の担い手を増やす必要があること、生活習慣病の発症を抑制することにより医療需要の減少を図ること、そして介護の負担を軽減することが求められています。

その実現のために、皆様のお知恵もお借りしながら活発に議論して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（健康支援課長補佐）】

ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条第4項に基づき、清水委員長、お願いいたします。

8 議事

【委員長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。本日の会議は、20 時頃を目途に終了したいと考えております。円滑な議事進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、本日の協議会の議事録につきましては、苫小牧市ホームページにおいて公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。議事の（1）苫小牧市健康増進計画「健やか とまこまい step 3」の基本方針 1 と基本方針 2 の、令和 6 年度実施結果及び令和 7 年度実施計画（案）について、事務局から報告と説明をお願いします。

【事務局（健康支援課主査）】

健康増進計画 step 3 の令和 6 年度実施結果と令和 7 年度実施計画（案）について報告・説明申し上げますが、その前に、今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、計画の全体像や基本的考え方についてふれさせていただきます。お配りしておりました計画の冊子をご覧ください。表紙をめくっていただくと目次がございます。こちらに沿って計画の概要を説明申し上げます。

まず、第 1 章で step 3 を策定するに至った経過等を記載しております。続く第 2 章でとりまく現状の分析と現計画の前身である step 2 の評価をしております。これらをふまえ、第 3 章以降が step 3 についてお示ししたものとなります。step 3 の全体像につきましては、33 ページをお願いいたします。「共に支え合い健やかに暮らすまち」の実現、これを基本理念とし、健康寿命の延伸に向けた健康づくりを基本目標に掲げ、各事業は、基本方針の 1 から 4 のもとで実施しています。

4 つの基本方針のうち、2 の「健康を支える環境づくり」は、step 3 から新たな方針として加わったものであり、苫小牧市役所以外の団体や機関にもご協力をいただき、連携をしながら健康づくりを進めていこう、との考え方を打ち出したものとなっております。また、3 の「こころの健康づくり」では、苫小牧市自殺対策推進計画をこの健康増進計画の中に位置づけて総合的に取り組むこととしております。

以上の経過も踏まえまして、本日の議事は、基本方針 1 と 2 に関する部分と基本方針 3 に関する部分に分けて、報告・説明をさせていただきます。なお、基本方針の 4 「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」につきましては、基本方針の 1 ～ 3 のもとで実施している各事業をライフステージ別に整理した形で再度掲載したものですので、報告・説明は割愛させていただきます。以上が step 3 の概要となります。

それでは、健康増進計画 step 3 の令和 6 年度実施結果と令和 7 年度実施計画（案）についての報告・説明に移ります。基本方針の 1 「生活習慣病の予防を中心とした健康づくり」と 2 「健康を支える環境づくり」に関する事業について報告・説明いたします。

資料３－１をご覧ください。はじめに自己評価について補足説明いたします。右上に記載しておりますが、自己評価はＡ～Ｄの４段階評価とし、各事業を担当する課または機関が、計画と実施結果を比較して計画を上回る成果が得られていると判断したものがＡ評価となっております。このあとの報告・説明につきましては、事業数が多いため、Ａ評価以外の事業について申し上げます。

基本方針１と２では全部で５６事業ございますが、うち、Ｂ評価は７事業、Ｃ評価は１事業という結果となっております。

それでは１ページからお願いいたします。２番の「離乳食・食育講習会」ですが、離乳食講習会と食育講習会の２つを実施しております。離乳食講習会は例年どおり年４回実施し、前年並みの参加数を維持できましたが、食育講習会は、親子４組８名の参加にとどまったためＢ評価としております。この食育講習会は、保育園で給食を調理している栄養士さんに担当していただいていることもあり、午後２時半からの開催としておりましたが、お子さんの昼寝や兄弟の送り迎えの時間と重なっているということが、利用者アンケート等でわかりました。これを踏まえ、令和７年度は、開催時間を午前１０時半からとし、子育て世帯が参加しやすい形で講座を設定し、参加者の増につなげてまいります。

続いて３ページをお願いいたします。１２番の「スポーツフェスティバルの実施」です。事業名の後ろに【新】と記載がありますが、step３から新たに計画に掲載された事業はこのように記載しています。令和６年度は１０月１４日に開催しましたが、参加者数が予定数に達しなかったためＢ評価としています。この事業は、スポーツに取り組むきっかけづくりとして位置付けているものとなりますので、事前の周知を強化し参加者の増につなげてまいります。なお、このフェスティバルには健康支援課からも体験ブースを出展しておりますが、若い世代に対し周知啓発を行うことのできる貴重な機会として今後も出展を行ってまいります。

次に、その下の１４番「未成年者の喫煙・受動喫煙防止」をご覧ください。この事業は、少年指導センターが巡回パトロールを実施し、必要に応じて指導を行うものですが、令和６年度は指導員の数が一時的に減ったこともあり、巡回数が当初計画を下回ったことから、Ｂ評価としております。令和７年度は、指導員の確保はできておりますが、管理職も含めた応援体制も整えながら対応をしてまいります。

続いて、５ページをお願いします。２４番の「各種がん検診の実施と普及啓発」ですが、イベントやリーフレットの配布等さまざまな方法により、がん検診の周知啓発を行ってまいりました。しかし、がん検診受診率は計画値に及ばなかったことからＢ評価としております。令和７年度につきましては、令和６年度の取組を継続するとともに「稼働年齢層に対する受診勧奨」を重点的に行い、受診率向上につなげてまいります。

次に、その下の２７番「特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発」をご覧ください。こちらは、３０歳以上の国保加入者を対象に特定健診を実施している事業となりますが、受診率が計画値に届いていないことから、Ｂ評価としております。令和７年度は、令和６年度も行っている、薬剤

師さんによる特定健診の受診勧奨のほかに、集団健診の実施日数を増やす等の対応を検討しているところです。

続いて、6ページをお願いします。30番の「生活保護受給者への健康管理支援」は、ケースワーカーと健康支援課の保健師が協力し合いながら、生活保護受給者に対し健康診査の受診を促し、保健指導や医療機関の受診につなげる事業です。令和6年度の健診受診者数は、目標の330人に対して257人と、計画値に達しなかったことから、C評価としております。受診につながらない一因として、すでに医療機関で治療を行っていることから健康診査の受診は必要ないと考えている方が多いという現状があります。令和7年度につきましては、例年行っている健康支援課保健師によるケースワーカーへの研修に加えて、ケースワーカーごとの受診勧奨目標数を設定し、対象者への声掛けを繰り返し行うことにより、健診の受診につなげてまいります。

続いて、7ページをお願いします。38番の「歯周病検診」ですが、令和6年度から事業の対象に20歳、30歳の方が新たに加わりましたが、20歳、30歳ともに受診者数が想定を下回ったことからB評価としております。令和7年度は、SNSを活用した周知も行い、若年層の受診者数の増加を図ってまいります。

最後に、9ページをお願いします。56番の「無料低額診療事業調剤処方費助成事業」は、生活困窮のために市内の無料低額診療施設にて「無料低額診療」を利用した方が市内の薬局で調剤処方された場合に、その費用の全部または一部を助成しているものです。令和6年度は助成人数が計画に達しなかったことからB評価としております。令和7年度は、医療機関や調剤薬局と連携して制度の周知を強化し、困窮している方に対し必要な助成が行き届くようにしてまいります。

以上で、健康増進計画 step3の基本方針1と2についての、令和6年度実施結果と令和7年度実施計画（案）の報告・説明を終わりますが、基本方針1と2につきまして、事前にご質問をいただいておりますので、ここでお答えさせていただきます。

ご質問は笹原委員から3点ございました。1点目は、1ページの1番「乳幼児健康診査」についてです。乳幼児健康診査の受診率は各回の参加者数を合計した値についての率ですか、また、対象者数は何人だったのですか、とのご質問です。受診率は、各回の参加者数を合計した値を対象者総数で割り返した値を令和6年度の受診率として記載しております。また、対象者総数は1歳6か月健診が902名、3歳児健診が1,040名となっております。

2点目は、同じく1ページの4番「小中学生への食に関する指導」についてです。指導は1校につき何回実施していますか、とのご質問です。1校あたり平均6回実施しております。補足させていただきますと、各学校で実施する際のクラス分けの仕方などが異なりますので、実施回数は学校によって異なっております。最も多く実施した学校で14回、こちらはクラス別に実施したものととなります。一方、最も少なかった学校は1回で、対象者を一堂に集めて実施したものととなっております。

3点目は、3ページの14番「未成年者の喫煙・飲酒防止」です。指導員の人数について令和7年度は定員を確保できていますか、とのご質問でした。令和7年度は定員の4名を確保できております。事前にいただきましたご質問につきましては以上となります。

【委員長】

議事（1）について、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

私から1点、いま説明のあった事前質問の2つ目「小中学生の食に関する指導」についてです。健康の増進にあたっては食・運動・睡眠の3点が重要と考えますが、この事業はそのうち食にフォーカスして小学生に指導を行っています。この指導を実施した結果として、小学生たちのレスポンスはどのような感じでしたか。もし分かれば教えていただけますか。

【事務局（健康こども部長）】

ご質問ありがとうございます。この事業につきましては、学校給食共同調理場が所管しておりますが本日担当者は同席しておりませんので、参加者の反応の具体的内容はこの場でお答えすることが難しいこととお許しいただきたいと思います。健康こども部の立場といたしましては、この健康づくり推進計画とともに食育推進計画において、ライフステージに合わせた食育の取組も行っているところでございます。その中で実施したアンケート等では食育の大切さというものが理解できたというような声を参加した小学生からいただいているところでございますので、この食育の取組と健康づくりの取組をリンクさせていきながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

＜参加者の反応について：20ページ「質問・意見 一覧」を参照＞

【委員長】

ありがとうございます。他にご意見等はございますか。

【相内委員】

この事業は、特別支援学級では実施しているのですか。

【事務局（健康こども部長）】

ご質問ありがとうございます。私どもが把握している範囲では、現在普通学級を対象に実施しており、特別支援学級では行っていないものと認識しておりますが、この点につきましては、事業の所管課に確認させていただいた上、後日改めてご回答させていただきたいと思っております。

＜特別支援学級での実施有無について：20ページ「質問・意見 一覧」を参照＞

【委員長】

相内委員、よろしいでしょうか。それでは他にありますか。

【原口委員】

38 番の「歯周病検診」について、20 歳、30 歳の受診率が低かったとありますが、対象者に認知はされているが受診の意向がなかったためなのか、それとも認知度が低いからなのか、この辺をどのように捉えたうえで、SNS による周知啓発を行っていこうというふうに考えているのか教えていただきたいです。

【事務局（健康支援課主査）】

20 歳、30 歳の方全員にご案内は送っていますが、実際の受診になかなかつながらない理由として、お送りしているリーフレットの内容が、歯周病のリスクとして認知症などの高齢者の方がイメージしやすい病気を記載した内容になっていることが一因と考えており、若い世代の方が実感を持ちやすい内容のリーフレットも作った方がいいのではということで検討しているところです。

【委員長】

他はいかがですか。

【平嶋委員】

9 ページの 56 番の「無料低額診療事業調剤処方費助成事業」ですが、生活に困窮している方はもっとたくさんいらっしゃるのになかなか周知が行き届かなくて、実際助成を受けたのはこのくらいの人数にとどまったのかなという印象を受けたのですが。もしわかれば教えていただければと思います。

【事務局（健康支援課主査）】

事業を所管しているのが総合福祉課となりますが、そちらに確認している範囲でお答えしますと、助成者数は年々減少傾向にありまして、その理由として、この無料定額診療事業を実施している医療機関というのが見山町にある勤医協苦小牧病院さんしかなく、そこから遠い方はわざわざ出向いて助成を受けようという気にならないというケースが増えていて、近年は利用者が固定化していると聞いております。

【委員長】

この事業については、私は昨年初めて知りました。あるクリニックで診療していた患者さんから申し出があつて勤医協病院を紹介しました。助成者数を増やすための打開策として制度の周知を強

化するという説明がありましたが、実際市民の方にどれだけこの制度が知られているのでしょうか。調べようがないかもしれませんが、要因としては大きな部分があるのではという気もしています。平嶋委員からも助成を受けられる人はもっといるのではという話がありましたので、やはり周知の仕方については担当課にお伝えいただきたいと思います。

＜今後の周知方法について：20 ページ「質問・意見 一覧」を参照＞

他にございますでしょうか。

【安達委員】

先ほど質問の出ていた歯周病検診について確認でした。この事業の対象者の要件として、何かサービスを受けられている方は対象外といった条件があったかと思っていたのですが、どうでしたでしょうか。

【事務局（健康支援課主任主事）】

今年については、受診時に 20 歳、30 歳、・・・という年齢刻みで、70 歳の方までを対象としており、年齢のみを対象の要件としております。

【安達委員】

歯科に定期的にかかっている人も対象ですか。

【事務局（健康支援課主任主事）】

検診のみを対象としておりまして、その後の治療は対象外となります。

【安達委員】

歯科に定期的に通っているから検診は受けなくていいのでは、と思う方もいると思うので、一概にこの数だけで受診率が低いと言ってしまうのはどうなのかと常々思っておりました。このあたりはどう捉えていますか。

【事務局（健康支援課主査）】

若い世代は小さい時から予防歯科ということで子どものときから定期検診を受けてきている方も多いので、かかりつけの歯科を持っている方は多いのかもしれません。ただ、統計的な数値などは持ち合わせておりませんので、先ほど申し上げたリーフレットの改良なども含め、どういう形で把握していくのがいいか考えながら進めていけたらと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

【委員長】

他にご質問等ございませんでしょうか。

私から 6 ページの 30 番「生活保護受給者への健康管理支援」についてです。普段医療機関にかかっていない人がいざ実際にかかるときは重症化した状態になっていることもあるので、この支援事業は非常に大切だと思っています。苫小牧市は生活保護受給者に関して積極的に声掛けをして、健診を受診してもらえよう頑張っていたいただいておりますが、令和 6 年度はこういう結果になっています。なかなか声かけをしても聞いてくれない例が多いということは伺っています。そういった中で受診者を増やす名案みたいなものは何かお持ちですか。もうやるべきことはやっているような感じも私はしているのですが、いかがでしょうか。

【事務局（健康支援課主査）】

前に生活支援室に所属しておりましてこの事業について少し関わっておりましたが、ご指摘のとおり、勧奨を行っても大半は反応がないというのが正直なところです。令和 6 年度は目標未達ということでしたけれども、毎年成果を上げている事例を良い手本として取り組むことで受診につながる余地はまだあるかなとも感じております。

【委員長】

他にいかがですか。

【相内委員】

3 ページの 12 番の「スポーツフェスティバルの実施」について、3 つの体験ブースの内容について詳しくお聞かせいただければと思います。

【事務局（健康支援課主査）】

まず、生野菜の重さ当てゲームは、1 日で摂るべき野菜の量が大人で 350 g とされていますが、実際私たちは 350 g がどれくらいのものなのかイメージがなかなかできませんので、生野菜をいくつか用意して、お子様に量りに乗せてみてもらって、測定結果をお知らせするということをしています。例えば結果が 270 g だとしたら 1 日の量としては少ないので、これにもうちょっと足したら 1 日で必要な量になりますよ、というように、目に見える形で親子に理解していただけるようにしております。2 つ目がベジチェックというものです。手のひらを機械にかざすと、野菜がどれくらい摂れているか数値が出てくるようになっておりまして、これを親子で試していただいて野菜不足かどうか確認していただいております。3 つ目は心の体温計というもので、いろいろな質問に答えていくと、自分が今何にストレスを感じているかがわかるものとなっています。以上の 3 つをブースに用意し体験をしていただきました。

【委員長】

他はよろしいですか。他にご質問がなければ、議事の（１）苫小牧市健康増進計画「健やか とまこまい step 3」の基本方針１と基本方針２について、令和６年度実施結果の報告は以上とします。また、令和７年度実施計画（案）については、これをもって承認とさせていただきますが、異議ありませんか。異議がなければ、承認といたします。

それでは、議事の（２）苫小牧市健康増進計画「健やか とまこまい step 3」の基本方針３の、令和６年度実施結果及び令和７年度実施計画（案）について、事務局から報告と説明をお願いします。

【事務局（健康支援課主査）】

議事（２）苫小牧市健康増進計画「健やか とまこまい step 3」の基本方針３の、令和６年度実施結果及び令和７年度実施計画（案）について報告・説明いたします。資料３－２をご覧ください。こちらにつきましても、自己評価がＡ評価以外の事業をピックアップして申し上げます。基本方針３は全部で５５事業ございますが、うち、Ｂ評価が５事業、Ｃ評価が４事業となっております。

１ページの５９番「指導センターによる巡回」は、議事の（１）の１４番でご説明した「未成年者の喫煙・受動喫煙防止」と同様の内容ですので、説明は割愛します。続いて２ページをお願いします。６４番の「心の相談員派遣」ですが、事業の実施機関である「苫小牧家庭生活カウンセリング協会」の活動実績がなく、同協会は令和７年４月をもって解散したことから、事業廃止となっておりますことをご報告いたします。

次に、３ページをお願いします。７０番の「若者の就労相談」は、厚生労働省からの委託事業として、とまこまい若者サポートステーションが１５歳から４９歳までの求職者に対し、就労支援を行っているものです。令和６年度は新規の利用登録者が計画の１００名に達しなかったことから、Ｂ評価となっております。令和７年度は、商業施設等での事業の周知を継続するほか、新たな取組として「バーチャルとまこまいサポステ」を開始し、仮想空間で自分にあった方法での相談ができるような仕組みを取り入れ、登録者の増を目指しています。

続いて、その下の７２番「市職員の健康管理」ですが、定期健康診断の有所見率が目標値をわずかにクリアできずＢ評価としております。今後も有所見者に対する再検査の受診勧奨を地道に行い、有所見率の低減につなげてまいります。なお、Ｈ列の参加者等予定数の２ポツ目に記載しております「定期健康診断及び各種検診の再検査受診率」について令和６年度の結果が出まして、計画どおり１００％となりましたので追加で報告させていただきます。

次に、４ページをお願いします。７９番の「国民健康保険セルフストレスチェック事業」は、国保加入者で就労している方を対象にストレスチェックを実施するものですが、定員の１００名に対しま

して、例年 20 名から 30 名程度と受検者が低い状況であり、C 評価としております。この要因として、従来の手続では申請をいただいてから結果の通知までに書類のやりとりで 2 か月以上かかっておりましたが、令和 7 年度以降は、苫小牧市の申請システムを活用して申請と回答を同時にできるようにし、約 1 か月で結果をお届けできるように改良をしております。

続いて 6 ページをお願いします。87 番の「東胆振『生きるを支える』連携会議」は、苫小牧保健所が主催する会議をととして、地域の関係機関・団体が、自殺対策に関する現状や課題を共有し、連携して自殺死亡者の減少を目指しているものです。G 列、H 列の記載は、この会議の参加者数となっております。事業の評価ですが、精神的な不調を感じた方が精神科専門医の受診を希望しても、診療を受けられるまでに 2～3 か月かかることが常態化しており、この診療を待っている間の支援が課題となっていますが、支援体制を構築するまでには至っていないことから C 評価となっております。令和 7 年度も関係機関が情報を共有し連携を図ってまいります、課題解決に向けた特効薬はなく対応に苦慮しているのが実情です。

次に、その下の 88 番「産前・産後サポート事業、産後ケア事業」は、いずれの事業も利用が伸び悩んだことから C 評価としております。特に 3 つの事業で計画値を大きく下回っております。まず、「Mom's サロン」ですが、妊産婦さんの悩みや相談をお受けする“交流の場”を提供しているものですが 140 組の利用にとどまりました。次に「プレママ・ママの安心訪問」は苫小牧市の研修を受けた、子育て経験や様々な資格のあるアドバイザーが妊産婦さんのご自宅へお伺いして様々なご相談をお受けする事業ですが、利用回数は延べ 14 回でした。最後に「多胎産後サポート事業」では双子以上のお子さんのいるご家庭に支援員が伺い、家事や育児の支援をするものですが、こちらは延べ 5 回の利用にとどまりました。以上の結果を受けまして、令和 7 年度は対象者の間口を広げる等の対応を行ってまいります。具体的には「Mom's サロン」は対象を妊産婦から家族に広げ、事業名を「子育てサロン Oasis」として実施します。「プレママ・ママの安心訪問」については事前申請方式をやめ、面談場所を自宅だけでなく公共施設にも拡大し、事業名を「子育て見守り応援隊」として実施してまいります。また、「多胎産後サポート事業」につきましては妊娠中の方に対する事業の周知を強化し、利用者の増につなげてまいります。

続いて 8 ページをお願いします。107 番の「多重債務者相談」は、消費者センターが、銀行やクレジット会社・消費者金融などの複数の相手からの借金がかさんでしまい、返済困難となった方からの債務整理の相談を受け付けています。令和 6 年度は相談件数が計画を下回ったことから B 評価となっておりますが、今後も個々の相談に対するきめ細かい対応を継続していくこととしております。

次に、その下の 108 番「相談支援」は、苫小牧市地域生活支援センターが、障がい者の方たちが地域において自分らしい生活が送れるよう、日常生活の支援や相談対応を行っております。令和 6 年度の相談件数は計画を上回りましたが、利用者の声として、電話での相談対応において電話がつながりにくい等の要望があったことから B 評価はとなっております。相談に即時に満遍なく対応す

るだけの職員の増員等を図ることは難しい状況にあります。引き続き1つ1つの相談に丁寧に対応していくこととしております。

最後に、9ページをお願いします。110番の「支援力向上研修」は、苫小牧保健所が主催し、自殺未遂者の減少を目指して活動する支援者のスキルアップを図ることを目的に各種研修を行っています。G列、H列の記載は研修会の参加者数となっております。事業の評価ですが、精神的な不調や障がいをお持ちの方は、多様な問題を抱えているケースが多く、これらの問題に向き合うには、支援者のアセスメント力（現状を分析する能力）の向上だけでなく、関係する機関や地域全体で支援する体制を整えることが必要となりますが、これらの取組は道半ばにあることからC評価となっております。令和7年度も引き続き支援者の能力向上等の取組は継続してまいります。支援体制の充実までには時間を要する状況にあるのが実情です。

以上で、健康増進計画 step 3 の基本方針 3 についての、令和6年度実施結果と令和7年度実施計画（案）の報告・説明を終わりますが、基本方針3及び全体につきまして、事前にご質問とご意見をいただいておりますので、ここでお答えさせていただきます。いずれも笹原委員からで、ご質問を5点、ご意見を1点いただいております。

1点目は、1ページの58番「若年層向け いのちの授業」で、高校の参加数が100%でない要因は何ですか、とのご質問です。毎年度講演会の実施希望調査をしておりますが、実施を希望しない高校の中には、すでに自前で外部講師に依頼して授業を行っているとの回答をいただいているところもあります。全ての学校での実施に向けて、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2点目は、同じく1ページの59番「指導センターによる巡回」で、指導員の人数について令和7年度は定員を確保できていますか、とのご質問ですが、こちらの事業は議事1において申し上げました14番と同様の事業となりまして、先ほどお答え申し上げましたとおり、令和7年度は定員の4名を確保できております。

3点目は、同じく1ページの「子ども専用 悩みごと相談メール・相談電話」について、相談件数は何件でしたか、とのご質問です。令和6年度の相談件数28件で、内訳はメール8件、電話20件となっております。

4点目は、8ページの104番と106番についてです。「無料法律相談」は2つの機関で行っていますが、複数の機関で行うことのメリットは何でしょうか、とのご質問でした。2つの機関があることで相談の間口が広がっており、106番の社会福祉協議会の法律相談は、弁護士に相談することにより、ためらいのある人が同じ建物内で行っている「市民相談」をまず利用しそこで紹介を受けた方の利用が多く、一方、法律問題について相談内容が明確な人は最初から104番の札幌弁護士会を利用する、という住みわけになっています。相談の受入れ枠は、社会福祉協議会は月1回対応、札幌弁護士会は毎週木曜日を除き対応となっております。

5 点目は事業全体を通してのご質問です。延べ人数が報告されている事業において、事業の効果の判定として人数の内訳、例えば、初参加、2 回以上参加、といった内訳はアンケート等で把握していますか、とのご質問です。延べ人数を報告している事業は、いずれも事前に申込や利用登録をいただいて実施している事業となりますので、参加回数は名簿等で把握しております。把握している情報の活用の一例としまして、議事の（1）で報告しました 5 番の「介護予防普及啓発事業」では参加状況を名簿で確認し、長期間参加のない方には声掛けを行い参加を促す、といったことを行っています。ご質問は以上となります。

続いてご意見です。自己評価だけでなく「参加者はどう評価したか」についても分かったと思います、とのご意見です。全事業で必ずアンケートを取っているわけではございませんので、参加者の評価をすべてお示しするのは難しい部分もございますが、議事（1）で報告しました 2 番の「離乳食・食育講習会」において利用者アンケートの結果を踏まえて講習会の開催時間を変更した例のように、利用者のニーズに応じていけるよう実施方法等の改善を図ってまいりたいと考えております。

事前にいただきましたご質問、ご意見につきましては以上となります。

【委員長】

それでは、皆様からご質問、ご意見はございますでしょうか。

【原口委員】

1 ページの 60 番「子ども専用 悩みごと相談メール・相談電話」について、先ほど件数は 28 件と教えていただきましたが、自己評価は何をもって効果があったというふうに判断したのか教えていただけますか。

【事務局（健康こども部長）】

こちらは教育部の事業ですが、お子様がさまざまな場面、場所、機会において相談できる場を多数用意することで、思い立ったときに話ができることや、メールとか電話など様々なアイテムを用意することが大事であり、自己評価は、そのような利用環境を作った点を評価し、効果があったと判断したものととらえております。

【原口委員】

もう 1 つ、2 ページの 67 番「ひとり親家庭相談」について、令和 6 年度の実施結果について 1 人当たり何回の相談があったのか、あるいはその 1 人当たりの相談は継続的に行われたものだったのか、といったところまで把握をした上で次年度の参加予定数を立てているのか、というのが 1 点目です。もう 1 点は、こういった相談窓口で私がすごく大事だと思っているのが、ここに来られて

相談できる人はかなりいいほうで、潜在化している部分を拾い上げていくことが相談窓口としては重要なと思いますが、今後そういった潜在化してしまっているところへの対応等は考えているのかという点を教えていただければと思います。

【事務局（健康こども部長）】

この相談につきましては、離婚等を考えておられる方が相談に来られた、あるいは、児童扶養手当等の各種手当の申請に来られた際に、家庭の状況などを支援相談員が聞き取り、対応しているところです。確かに委員ご指摘の、その窓口に来て相談できるのは恵まれた環境だという点はおっしゃる通りだと思っております。私どもとしては、各種手続のために市役所に来られる機会というのは必ずあるというふうに思っております、そこで支援相談員が常駐をしておりますので、その中で対応を行い、場合によっては連携する機関につなげていくというようなことで今取り組んでいるところです。

もう1点の件数に関するご質問ですが、令和7年度は2,500件という目標を掲げているところですが、こちらは、支援員の増員を図ったということからこの件数としたところです。不安やお悩みを抱えている方に対して、支援員としてはできるだけ寄り添いながら適切な支援につなげていくということを心がけ、対応をしているところでございます。

【委員長】

他の委員の方からございますか。

【笹原委員】

1ページの59番の「指導センターによる巡回」ですが、公園は通常巡回の対象に入っているのでしょうか。私の自宅の前は公園になっているのですが、夏になると夜お酒を飲んでいて翌朝缶が捨てられたりしています。未成年かどうかはつきりは分かりませんが、その可能性はあると思います。公園で花火をしたりして、こちらが気づいて注意できるときは注意するのですが。通常巡回ではどういうところを重点的に回っているのか知りたいです。

【事務局（健康こども部長）】

巡回の考え方ですが、基本的にはこれまでの指導員が今まで行ってきた実績に基づいて、子どもさん達が溜まるような場所の情報を蓄積していますので、そこを重点的に回ることを日々行っています。夏休みとか冬休みの長い休業中につきましては、青色パトロール灯を回して市内全域、商業施設であったり、公園も含めて、苦情等が入っているところを回るという取組を行っているところであります。

【委員長】

他はいかがですか。

【相内委員】

106 番の「無料相談」が週に 1 回とかでなく、月 1 回の実施としている背景は何でしょうか。月に 1 回だと年間でも 12 回しかないですね。

【事務局（健康こども部長）】

現在の実施回数がどういう背景で設定されているかについては、104 番の無料法律相談もごさいますので、そちらとのすみ分けとも関連してこのような回数にしているのかと推測していますが、詳細につきましては社会福祉協議会に確認させていただいて、改めてご回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜相談の開催頻度について：20 ページ「質問・意見 一覧」を参照＞

【委員長】

他にございますでしょうか。

【安達委員】

ヤングケアラーの問題は新聞等でもよく出てきてますが、苫小牧市ではそういったところもどこかと連携して対応しているのでしょうか。何か対応していることがあれば教えていただきたいのですが。

【事務局（健康こども部長）】

このヤングケアラーへの対応を行政としてどう進めていくかということは課題となっております。本市におきましては、ヤングケアラーの支援条例を道内では初となりますが、制定いたしました。その中で、ヤングケアラー本人に対する支援、家族に対する支援、それから行政が行うべきこと、市民が行うべきことといった役割分担をこの条例の中では掲げているところでございます。ヤングケアラーと一口に言いまして、その方が、自分がヤングケアラーであることに気づいていないだけで、実は家事全般を担っているというような状況はあろうか思います。私どもとしましては、そういう方々、そういう家庭については、関係機関だけでなく地域も含めて、まずは見守りをしていこうということで、気になる世帯があれば、例えば子ども食堂を利用しているときにそういう話を聞いたといったことがあれば、担当のこども相談課が状況を把握しながら見守りを基本に、状況に応じて関係機関の支援へつなげていくという取組を行っているところであります。

今年度におきましては、新たに社会福祉協議会とヤングケアラーの交流の場という事業も始めさせていただきました。こちらは月1回、定例的に児童センターや子ども食堂に支援員を派遣して、お子さんの普段の様子をまず見守るところから始まります。そこで、家庭の状況等を確認して、会話を通して悩んでいることを聞き出した上で必要な支援につなげるという取組にも今年度から着手したところです。いずれにしましても、ヤングケアラーの対応につきましては、市内の子ども食堂や公共施設や地域が一緒に見守りをしながら、行政に声を届けていただき、必要な支援につなげていくという考えのもと、現在進めているところです。

【安達委員】

それだけいろいろな対応していることが、この計画には掲載されていないのはどうしてかなと思います、お聞きしてみました。ありがとうございます。

【事務局（健康こども部長）】

ヤングケアラーへの対応についてもこの健康増進計画の中に記載しては、とのご指摘は理解するところでございます。市としましては、現在この部分につきまして、子ども子育てに関する計画を別に持っておりまして、その中でヤングケアラーについても取り入れていくことにしております。また、国も、子どもが主役になる社会を目指していくという中で、子どもに関する政策は統一して計画を作った方が良いという声もいただいているところですので、子どもに関する政策を一つにまとめるような計画を作る方向で内部検討に着手をしております。そこでは当然ヤングケアラーの部分も入ってくると思います。現在はヤングケアラーについては条例とそれに伴うガイドラインというものを作成し、その中で取組を進めていますが、委員のご指摘もふまえて健康増進計画に入れるのが良いのかについては考えさせていただきたいと思いますが、まずは子どもに特化した全体の計画の中でヤングケアラーを取り入れてまいりたいと考えているところであります。

【委員長】

ヤングケアラーに関して、苫小牧市は比較的早くから取り組んでいると承知しておりました。また、いまのお話にもありましたように、ヤングケアラーに関する条例を道内で初めて制定したことも聞いておりました。その後、どういう取組をされているのかということをお聞きすることができて非常に嬉しく思っております。

【委員長】

他にございますか。

【平嶋委員】

60 番の「子ども専用 悩みごと相談メール・相談電話」ですが、対応時間が平日の朝 9 時から夜 9 時となっていますが、これは学校の時間帯と重なっているので、なかなか難しいと思うのですが日曜日に開設すると件数は増えるかなと思いました。ただ、相談対応できる人がなかなか確保できないので難しいのかなとも思います。また、この相談はおそらく 1 回で終わらず続いていくものだと思います。であれば、このメールと電話対応をもっと手厚くするのが良いのかと。理想は土・日に対応した方が件数は増やせる。ただ、平日も長時間対応しているので人の確保が難しいと思うので、時間を少し変えてやってみるとか、もし土・日に対応するのが無理なら留守番電話にしておいて折り返し対応するといった工夫をすると件数が増えてくるのでは、という印象を受けました。

【事務局（健康こども部長）】

ご意見ありがとうございます。いただいたご意見につきましては事業を所管する教育部にお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

＜対応時間や方法について：20 ページ「質問・意見 一覧」を参照＞

【委員長】

他にございますか。

ないようでしたら、議事の（２）苫小牧市健康増進計画「健やか とまこまい step3」の基本方針 3 について、令和 6 年度実施結果の報告は以上とします。また、令和 7 年度実施計画（案）については、これをもって承認とさせていただきますが、異議ありませんか。なければ、承認とさせていただきます。

非常に活発なご討議、ありがとうございます。この議事（２）につきましては、笹原委員と原口委員から、結果の数値についての分析をもう少し詳しくすべき項目についてサジェスションをいただきました。次回、結果報告をするときはそれを念頭において作成していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の（３）その他について、事務局からお願いします。

【事務局（健康支援課主任主事）】

私からは「苫小牧市空気もおいしい施設認定事業」につきまして、ご説明させていただきます。こちらの事業は、議事（１）の資料 3－1 の 4 ページ、18 番で掲載させていただいている事業となります。

本市では、苫小牧市健康増進計画における受動喫煙対策の一環として、「苫小牧市空気もおいしい施設認定事業」に取り組んでおり、令和 10 年度の目標である施設数 100 か所に向けて、現在、周知・広報活動を行っております。本事業は、敷地内または屋内を全面禁煙としている、市内に所在する施設であることが認定条件となっており、皆様にお配りさせていただきましたリーフレット

のQRコードから電子申請が可能となっております。今年度は、来月8月に苫小牧市商工会議所様を通して会員企業様への周知活動を行ってまいります。目標の達成に向けて皆様にもご協力をいただきたく、委員の皆様のお知り合いの方などで、本事業に興味のありそうな方がいらっしゃいましたら、ぜひ本事業についてお声掛け、ご紹介をお願いできればと思います。なお、お配りしたリーフレットにつきましては、必要部数を印刷してお渡しすることも可能ですので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

【委員長】

ありがとうございます。この件に関してご質問等ございますでしょうか。

私から確認ですが、空気もおいしい施設の数値目標は令和10年度で100件ということですが、現在の認定施設数はどのくらいですか。

【事務局（健康支援課主任主事）】

現在の施設数は、資料3-1の18番に記載させていただいております。令和6年度末時点で総認定数が71件となっております。

【委員長】

ありがとうございます。他に、ご質問、ご意見はありませんか。

それでは、最後に全体を通して何かございますか。

今日の会議はとても活発な意見交換があつて非常に良い印象を持ちました。事務局の皆さんはご苦労があつたかもしれませんが、今後もこのように続けていければと思います。

これで全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

9 閉会

【事務局（健康支援課長補佐）】

清水委員長ありがとうございました。

本日の議事につきまして、ご意見等ございましたら、健康支援課までご連絡をいただけますようお願いいたします。

以上をもちまして「令和7年度苫小牧市健康づくり推進協議会」を閉会いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

＜20時05分終了＞

質問・意見 一覧（協議会において後日改めて回答することとしていたもの）

議事（１）に関して

会議録 掲載頁	質問・意見	回答
p. 7	【委員長】 ４番「小中学生の食に関する指導」について、この指導を実施した結果として、小学生たちのレスポンスはどのような感じでしたか。	【学校給食共同調理場】 授業後の感想やワークシートから、「食に対する感謝の気持ち」「栄養素を知り、好き嫌いを減らそうという気持ち」「自分の食生活を見直そうとする気持ち」の高揚が見られました。
p. 7	【相内委員】 ４番「小中学生の食に関する指導」について、この事業は、特別支援学級では実施しているのですか。	【学校給食共同調理場】 学校により、交流学习などで通常学級に特別支援学級の子が加わり食に関する指導の授業を受けています。
p. 9	【委員長】 56 番「無料低額診療事業調剤処方費助成事業」について、助成制度の周知方法を今後どのように考えていますか。	【総合福祉課】 当課では、市民の様々な困りごとに対応する「ふくし総合相談」でリーフレットを配布するほか、市直営で実施している「生活困窮者自立相談」で経済的に困窮し適切な医療を受けられていない方などへ本制度を案内して無料低額診療事業へおつながしています。またホームページ等での案内のほか、地域ケア会議などの各関係機関・団体等が開催する会議などに参加し、本事業について周知を行っております。今後も引き続き医療機関とも連携しながら、一人でも多くの必要な方に利用していただけるよう取り組んでまいります。

議事（２）に関して

会議録 掲載頁	質問・意見	回答
p. 16	【相内委員】 106 番「無料法律相談」について、相談を月 1 回の実施としている背景は何でしょうか。	【社会福祉協議会】 市民相談所において「心配ごと相談」として、予約不要、電話・来所による日常生活に関わる各種相談を随時承っており、その中で具体的かつ法的専門性が求められる相談については「無料法律相談」として数名の弁護士の協力のもと、月 1 回の開催としております。なお、お急ぎの方には札幌弁護士会を紹介することも行っています。お困りの方が安心して相談でき、適切な機関につながるよう引き続き支援してまいります。
p. 18	【平嶋委員】 60 番「子ども専用 悩みごと相談メール・相談電話」について、相談件数を増やすために対応曜日や時間等について工夫することが必要ではないでしょうか。	【教育部指導室】 本相談電話につきましては、通常業務と兼任の形で対応しており、夜間の時間帯については可能な範囲で対応している状況です。また、夜間や土日等に寄せられたメール相談につきましては、翌開庁日にできる限り迅速に対応するよう努めております。留守番電話機能の導入につきましては、相談者の大半が匿名であることから、現段階では見送っております。